

鳴門市新型コロナウイルス感染症対策地域活動推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民団体等が自主的及び主体的に実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を念頭に国の示す「新しい生活様式」に則した地域活性化の活動等（以下「コロナ対策地域活動」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において鳴門市新型コロナウイルス感染症対策地域活動推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この要綱において補助金の交付対象者となる市民団体等とは、鳴門市内に主な活動場所を有する市民団体、NPO法人その他地域活動団体、鳴門市内に主たる事業所を有する企業等とするものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業は、市民団体等が自ら企画し、及び実施するコロナ対策地域活動であって、次の各号のいずれにも該当する事業とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から不特定多数の者が参集する事業その他この要綱の趣旨に照らして不相当と認められる事業を除く。

- (1) 他の補助金等の交付を受けていないもの
- (2) 申請年度内に事業が完了するもの

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、コロナ対策地域活動に要する経費であって、原則としてソフト事業に係るものとする。ただし、入場料等の収入がある場合は、相当額を控除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 市民団体等の管理運営費
- (2) コロナ対策地域活動に密接に関わらない食糧費
- (3) その他市長が不相当と認める経費

(補助率等)

第5条 補助率は、前条に規定する補助対象経費の10分の10以内とし、1事業につき20万円を限度とする。ただし、令和2年度又は令和3年度に補助金の交付を受けた市民団体等による同じ内容の事業については10万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(コロナ対策地域活動の公募)

第6条 市長は、コロナ対策地域活動の公募期間を定め、市の広報紙、市公式ウェブサイトその他適切な方法により市民に周知し、公募するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、鳴門市新型コロナウイルス感染症対策地域活動推進補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を別に定める新型コロナウイルス感染症対策地域活動推進補助金事業選定審査会において審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、申請者に通知する。

(補助事業の変更承認申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ鳴門市新型コロナウイルス感染症対策地域活動変更承認申請書(様式第2号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の額の変更

(2) 補助対象経費の20パーセントを超える増減

(3) 事業内容の重要な変更

(補助事業の中止及び廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに鳴門市新型コロナウイルス感染症対策地域活動中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日又は当該補助事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに鳴門市新型コロナウイルス感染症対策地域活動実績報告書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、速やかに鳴門市新型コロナウイルス感染症対策地域活動推進補助金精算払請求書(様式第5号。以下「精算払請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による精算払請求書を受領したときは、補助金を交付する。

(補助金の概算払)

第15条 市長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部を概算払することができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとする補助事業者は、鳴門市新型コロナウイルス感染症対策地域活動推進補助金概算払請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

3 前条の規定は、前項の規定による請求書が提出された場合について準用する。この場合において、「前条」とあるのは「第15条第3項において準用する同条第2項」と、「精算払請求書」とあるのは「概算払請求書」と読み替えるものとする。

4 前3項の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、収支精算後に残金が生じた場合は、当該残金を全て市に返還しなければならない。

(補助事業の公表)

第16条 市長は、補助事業の完了後、補助事業者の名称、代表者の氏名、補助事業の内容及び補助金の交付額を市の広報紙、市公式ウェブサイトその他適切な方法により公表する。

(関係書類の保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に交付決定された補助金に係る処分、手続その他必要な行為については、同日後においてもなおその効力を有する。

（宛先）

鳴門市長

住所

団体名

代表者名

鳴門市新型コロナウイルス感染症対策地域活動推進
補助金交付申請書

鳴門市新型コロナウイルス感染症対策地域活動推進補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり事業を実施したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 事業の目的及び内容

鳴門市新型コロナウイルス感染症対策地域活動計画書（別紙）のとおり

3 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

- | | |
|----------------------------|---|
| (1) 補助事業に要する全経費 | 円 |
| (2) 補助対象経費 | 円 |
| (3) 補助金交付申請額 ((2)×10/10以内) | 円 |

4 添付資料

- (1) 収支予算書
- (2) 支出の根拠となる見積書等
- (3) 市民団体等の定款、規約その他これに準ずる書類（任意団体の場合、別途指示する。）
- (4) 市民団体等の構成員名簿
- (5) 前年度の決算書（団体設立初年度の場合を除く。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(別紙)

鳴門市新型コロナウイルス感染症対策地域活動計画書

年 月 日

住所

団体名

代表者名

連絡先 TEL

FAX

1. 事業名	
2. 事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日
3. 事業目的	現状及び事業を行う目的を記入してください。
4. 事業内容	提案する事業内容を記載してください。事業内容については、項目(①補助金の公益性・有益性があるか。②目的・目標が明確か。③計画に実現性、継続の見込みがあるか。)について審査しますのでそれを踏まえた上で記入をお願いします。
5. 事業効果	この事業を行うことにより、どういった効果が見込まれますか。

収支予算書

○ 収入の部

(単位：円)

区 分	合計額 (A) + (B)	対象経費 (A)	対象外経費 (B)	備 考
市補助金				
計				

○ 支出の部

(単位：円)

区 分	合計額 (A) + (B)	対象経費 (A)	対象外経費 (B)	備 考
計				

（宛先）

鳴門市長

住所

団体名

代表者名

鳴門市新型コロナウイルス感染症対策地域活動
変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定があった標記事業の内容を下記のとおり
変更したいので、鳴門市新型コロナウイルス感染症対策地域活動推進補助金交付要綱第9条の規
定により、その承認を申請します。

記

1 事業名

2 変更の理由

3 変更の内容

4 補助金変更申請額

既交付決定額	変更後の申請額	差引き増減額
円	円	円

5 変更事業計画書

鳴門市新型コロナウイルス感染症対策地域活動計画書（別紙）のとおり

※ 様式第1号の収支予算書を添付することとし、変更内容が分かるように、変更部分を2
段書きとし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。

（宛先）

鳴門市長

住所

団体名

代表者名

鳴門市新型コロナウイルス感染症対策地域活動
中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定があった標記事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、鳴門市新型コロナウイルス感染症対策地域活動推進補助金交付要綱第10条の規定により承認を申請します。

記

1 事業名

2 中止(廃止)の理由

3 中止の期間(廃止の時期)

（宛先）

鳴門市長

住所
団体名
代表者名

鳴門市新型コロナウイルス感染症対策地域活動
実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定があった標記事業を 年 月
日付けで完了しましたので鳴門市新型コロナウイルス感染症対策地域活動推進補助金交
付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 補助事業に要した経費及び補助金交付申請額

- | | |
|----------------------------|---|
| (1) 補助事業に要した全経費 | 円 |
| (2) 補助対象経費 | 円 |
| (3) 補助金交付申請額 ((2)×10/10以内) | 円 |

3 事業の成果

4 事業期間 年 月 日～ 年 月 日

5 添付資料

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書等（写）
- (3) 写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

収支決算書

○ 収入の部

(単位：円)

区 分	計 画 額 (A)	実 績 額		差 引 (A) - (B)	備 考
		(B)	対象経費		
市補助金					
計					

○ 支出の部

(単位：円)

区 分	計 画 額 (A)	実 績 額		差 引 (A) - (B)	備 考
		(B)	対象経費		
計					

（宛先）

鳴門市長

住所
団体名
代表者名

印

鳴門市新型コロナウイルス感染症対策地域活動推進
補助金精算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定があった標記補助金について、鳴門市
新型コロナウイルス感染症対策地域活動推進補助金交付要綱第13条の規定により、下記
のとおり請求します。

記

金 円

内 訳

交付決定額	金	円
受領済額	金	円
今回請求額	金	円

金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第 6 号 (第 15 条関係)

年 月 日

(宛先)

鳴 門 市 長

住所
団体名
代表者名

印

鳴門市新型コロナウイルス感染症対策地域活動推進
補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定があった標記補助金について、鳴門市
新型コロナウイルス感染症対策地域活動推進補助金交付要綱第 15 条の規定により、下記
のとおり請求します。

記

金 円

内 訳

交付決定額	金	円
受領済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	